

発行日：平成 18 年 10 月 10 日(火)

## 保険情報サービス(株) FAX NEWS

今月のテーマ

使うと必ず保険料があがってしまう??

### 労災保険のメリット制について

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

労働者の業務上の傷病に対して、「労災を使うと来年の保険料があがるから、健康保険で受診をさせた」といったような話を聞くことがあります。

労災保険のメリット制を意識してのことだと思われませんが、適正に労災の申請を行わないことで、罰則が適用されることとなります。

### 1. 労災保険のメリット制とは？

大きな労働災害を発生させたり、労働災害が多発している事業では労災保険率が高くなり、逆に労働災害が少ない事業では労災保険率が低くなるというものです。

これにより、40%増から 40%減の範囲(建設の事業等においては 35%増から 35%減の範囲)で労災の保険料が増減することとなります。事故の多寡によって保険料が変わる民間の車の保険と同じく、災害の防止努力を促進することを目的としています。

### 2. どのような企業がメリット制の対象となる？

100 人以上の労働者を使用する事業

常時 20 人以上 100 人未満の労働者を使用する企業であって、通勤災害の保険料を除いて算出した係数が 0.4 以上の事業

この 表現ではわかりにくいいため、実際にいくつかの業種で対象となる人数を確認すると次のとおりとなります。

- ・食料品製造業 60 人以上
- ・印刷または製本業 96 人以上
- ・めっき業 52 人以上
- ・清掃業 33 名以上
- ・卸売、小売、飲食業 96 人以上

各々の該当業種でこの基準となる人数に達していない場合は、労働災害の多発は保険料の増額とならず、災害の発生が全くない場合も保険料の減額とはならないということになります。

一括有期事業(建設業)の場合、確定保険料の額が 100 万円以上の事業

### 3. どのような労災事故がメリット制の対象となる？

業務災害が対象となり、通勤災害は対象外です。そのため、通勤途上の事故で高額な労災給付が行なわれても、以後の保険料が上がるといったことはありません。

### 4. 労災を労災として申請しない場合

いわゆる「労災隠し」には、50 万円以下の罰金が課され、会社が犯罪行為を犯したこととなってしまう。特に最近では、労使間のトラブルが増加していますが、労災事故においても、会社が、労働者から安全配慮義務違反が問われ損害賠償請求をされるケースが着実に増えてきています。このような場合、冒頭の「健康保険で受診をするよう強要された」がその発端だったという例もあります。

労災保険の補償内容は、本人の治療費の負担はゼロ、休業補償は 8 割、障害が残った場合はその程度に応じて年金・一時金が支給され、死亡時は残された遺族は労災からの給付だけで生活を成り立たせることが可能といわれる手厚い内容となっています。

労働者がこれらの補償を受けるために会社側がしっかりと対応をするという状況がなくして、会社への信頼や就労意欲を労働者に求めるのは無理なことではないでしょうか。

担当：高澤